

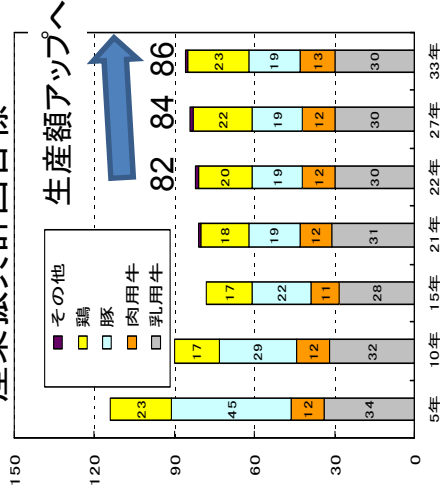
重点施策【新規】レンタル畜産施設等整備事業

○産業振興計画の目標以上の達成に向けて、畜産物の生産基盤を拡大するため、新規就農や規模拡大に要する畜産施設等整備の取組に対して支援する。

・事業主体となる市町村、農協が畜舎や付帯施設等を整備する取組に対し支援する。

現状と課題

○畜産粗生産額の推移と産業振興計画目標



○価格低迷や高齢化等により飼養戸数・頭羽数は減少しているが、県外への販売拡大によって、販売価格の底上げや農家の生産意欲向上がみられている。

○畜産の生産拡大には、多額の資金を要する施設等整備が必要となるため、市町村や農協等と連携した支援が必要である。

取組内容

○レンタル施設等整備

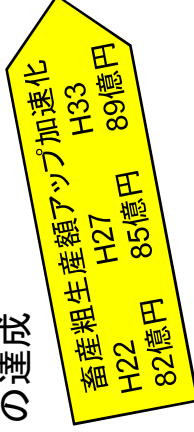
【事業主体】市町村、農協
 【事業内容】レンタル用畜産施設等整備に要する経費について、市町村が補助する事業に対し支援する。(レンタルハウス整備事業の新規及び規模拡大の項目に準ずる。)

【対象畜種】乳用牛、肉用牛、豚、鶏(土佐はちきん地鶏、土佐ジローを含む。)
 【補助率】県1/3以内(中山間地域2/5以内)、市町村1/10~1/3

効果

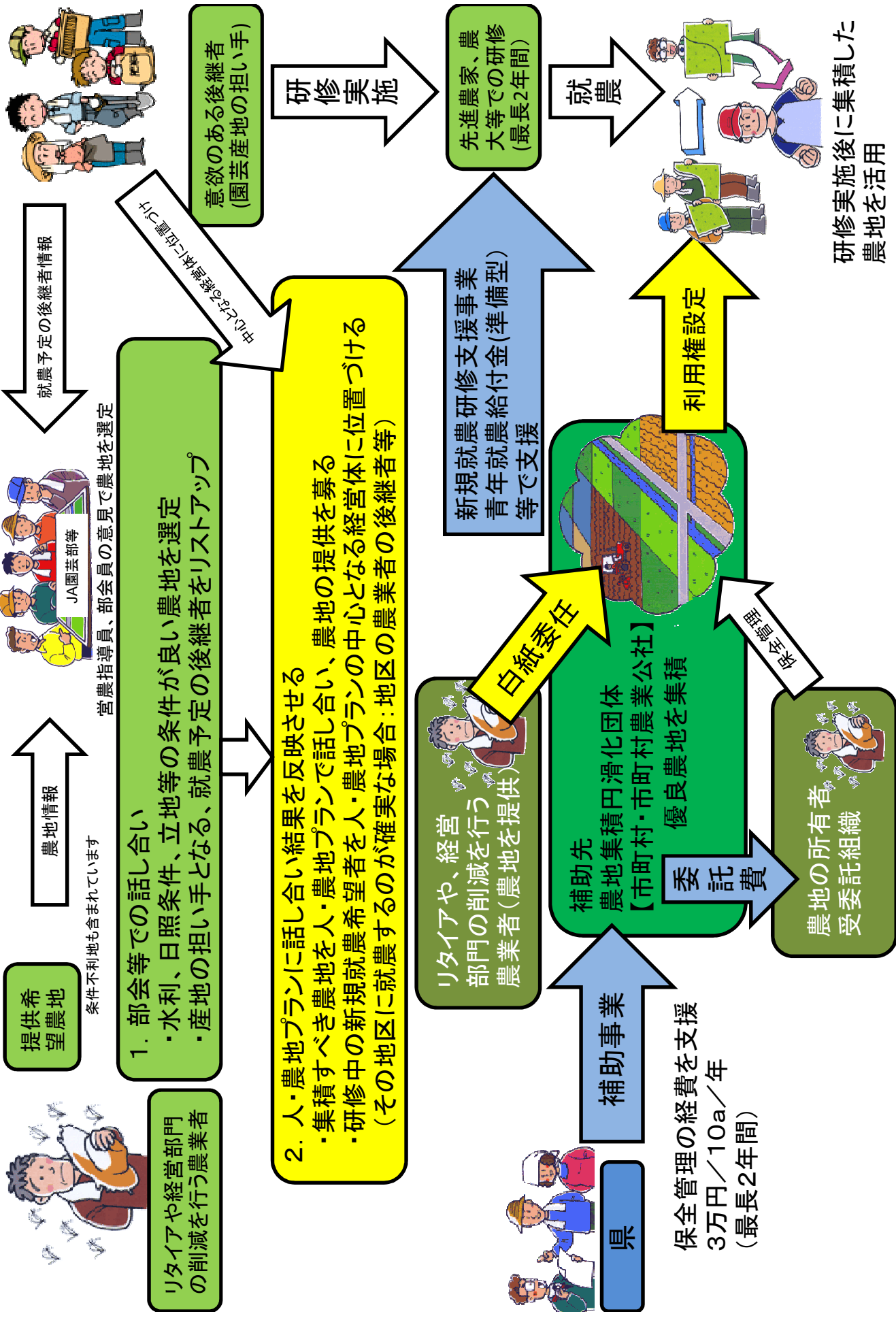
☆地域内あるいは県域一貫生産体制の再構築
 ☆消費・流通ニーズに対応した畜産物の安定生産
 ☆生産に見合う流通・販売体制の拡充

畜産産地の再構築
 ①産業振興計画の目標以上の達成



②中山間地域の産業振興
 ③ブランド(競争)力の強化
 ④市場の活性化・販売価格の向上
 ⑤担い手の確保・雇用対策

園芸産地継承円滑化事業



産地自らが取り組む新規就農の育成をトータルサポート

新たな対策のポイント

- ・ポイント1 園芸部会で、産地の将来を話し合い、産地の目標と新規就農に使える農地を選定
- ・ポイント2 農地利用集積円滑化団体による農地の先行確保
- ・ポイント3 JA出資型法人等のハウス整備からのハウス整備から、実践研修の実施とのれん分けでの営農開始

【ステップ1:農地の確保】

園芸産地で産地の将来を話し合う(後継者はいるか、農地はあるか)＝「人・農地プラン」に反映

話し合いの結果から

農地利用集積円滑化団体が農地を確保 (市町村等)

農地の出し手 (規模縮小や離農を考えている農家)

白紙委任

【ステップ2:ハウス整備】

県農業公社 (県・市町村の補助)

ハウス建設し、JA出資型法人等にリース

JA出資型法人、市町村農業公社等

【農業経営を行うとともに就業実践研修を実施】

農地の利用権を変更

ハウスを転貸

【ステップ3:就農への支援】

☆研修で使ったハウスをそのまま経営を開始

☆転貸したハウス分は、必要に応じ、再整備し、法人等の経営安定へ

☆研修ハウスで就業した新規就農者は、レンタルハウス整備事業等で、規模拡大し、経営発展

のれん分けでスムーズに就農

【施研修ハウスで、そのまま独立・自営就農】

経営開始後、実績を積んで

レンタルハウス等で、計画的な規模拡大

産地を支える地域の中心となる経営体へと発展

新規就農への新たな制度の創設

24年度の取り組み

・県農業公社による農地情報の収集と提供への取り組み
→新規就農者が使える農地が少ない

残された課題

・地域農業に詳しい営農指導員と産地が農地や後継者の情報を共有
→産地自らが後継者を育てる

・新規就農の受け皿として、JA出資型法人の育成に取組んだ
→設立後の経営への不安
→新たな設備投資への不安

・設立後の経営安定には施設園芸への取組みが必要
→経営の安定化に向けた施設整備への支援が必要

・就農サポートハウスの整備に取り組んだが、新規就農者がいない期間のリスクが大きい
→実績のない新規就農者への不安
→固定資産増加へのJAの懸念

・就農サポートハウスの整備に取り組むJAが少なかった
→営農開始時だけでなく農地や研修への支援も必要
→実施主体も含めた新たな対策が必要